

(KHK からのお知らせ)

**容器保安規則等の改正について**  
**(医療用酸素用一般複合容器に係る再検査期間及び**  
**容器検査合格時等の刻印 (MED) について)**

先般、容器保安規則、高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（以下「容器則等」という。）の改正に係るパブリック・コメントが令和4年4月15日～令和4年5月14日に実施されました。改正概要は、以下のとおりです。

1. 医療用酸素用一般複合容器

アルミニウム合金ライナー製一般複合容器のうち、医療用の圧縮酸素を充填するための容器が、「医療用酸素用一般複合容器」と定義されます。

2. 再検査期間

当該容器の再検査期間は、5年となります。なお、現在、使用中の医療用の圧縮酸素を充填するための一般複合容器が、施行後最初に受けるべき容器再検査の期間は、施行前の期間となります。

3. 容器検査合格時の刻印等

当該容器の容器検査合格時に、「医療用酸素用一般複合容器である旨の表示(記号MED)」として、「MED」の刻印又は標章（以下「刻印等」という。）がされます。

4. 容器再検査合格時の対応

現在、使用中の医療用の圧縮酸素を充填するための一般複合容器については、当該容器の容器再検査合格時に、「MED」の刻印等が必要となります。

容器則等の改正内容等につきましては、以下 URL の経済産業省のパブリック・コメントをご確認ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595122031&Mode=0>

お問い合わせ先  
高圧ガス保安協会 機器検査事業部門  
容器・設備検査グループ 容器検査チーム  
TEL:03-3436-6104